

令和7年9月29日
沖縄県土木建築部

「沖縄県建設工事請負契約約款における契約の保証に関する取扱いについて」
の改定について

みだしに係る要領について、下記のとおり一部改定をしたことをお知らせします。

記

1 改正内容

これまで西日本建設業保証(株)のみ、工事請負契約の締結後に工期を延長する場合は、工期変更による手続きを簡略化できるよう要領に定めていましたが、東日本建設業保証(株)も同様に簡略化できるよう覚書を締結しましたので、要領を改正します。

2 施行年月日 令和7年9月29日

3 改正後の要領はホームページ掲載

「1-40 沖縄県建設工事請負契約約款における契約の保証に関する取扱い」